

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間:6時～22時	夜間:22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

A地域:専ら住居の用に供される地域

B地域:主として住居の用に供される地域

C地域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

幹線交通を担う道路に近接する空間での基準

基準値	
昼間:6時～22時	夜間:22時～6時
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

幹線道路:2車線以上の車線を有する道路であつて、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市道(4車線以上の区間に限る)等主要な道路

近接する空間:2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲

